

# 議会改革推進会議会議録

令和元年5月20日

亀山市議会

## 議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 令和元年5月20日(月) 午前10時55分～午前11時53分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員 会 長 小坂直親  
副 会 長 中崎孝彦  
草川卓也 中島雅代 森英之  
今岡翔平 新 秀隆 尾崎邦洋  
豊田恵理 福沢美由紀 森美和子  
鈴木達夫 岡本公秀 伊藤彦太郎  
前田耕一 前田 稔 服部孝規  
櫻井清蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 事務局 長 草川博昭 議事調査課長 渡邊靖文  
水越いづみ 村主健太郎
- 6 案 件 1. 通年議会制について  
2. 議会改革推進会議規程の一部改正について  
3. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時55分 開 会

○会長（小坂直親君） 議会改革推進会議を開会いたします。

本日の議題は、まず通年議会制についてでございます。

通年議会制につきましては、亀山市議会基本条例第4条第2項の、議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならないという条項に基づき、監視及び評価をどのように行っていくのかということの中で、議会改革推進会議検討部会において検討課題の一つとして議論をしてきました。

本日は、検討部会からこれまでの検討経過を、メリット・デメリットを中心に説明させていただき、通年議会制について議員全員の意見を伺うという趣旨で開催させていただきました。

それでは、通年議会の検討の経過につきまして、服部部会長から報告させていただきます。

○議員（服部孝規君） それでは私のほうから、検討の経過について報告をいたします。

まず、通年議会ですけれども、定例会の回数を年1回、会期を通年とすることで1年を通じて必要に応じ議会が活動できるための制度ですが、全国的に導入する議会が少しずつふえており、県内では四日市市、鳥羽市、続いて去年からは鈴鹿市議会も導入をされております。

通年議会のメリットの一つは、一度市長が議会を招集すれば1年を通じて会期中はいつでも議会の判断で本会議を開催できることです。また、市では地方税法の改正に伴う市税条例の一部改正などが3月31日に自治法第179条の規定により専決処分されるほか、それ以外にも随時議会の議決事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことを理由に専決処分が行われておりますが、次の定例会で承認するだけになり、実質的な審議ができない状況にあります。

こうした専決処分の解消や災害など緊急の行政課題に対応が可能と言われる通年議会について、その有効性を検証するため、議会運営委員会では平成25年に大津市議会、平成30年に枚方市議会と小松島市議会を行政視察していただいております。また、平成28年には、検討部会において株式会社ぎょうせいにより通年議会に関する調査結果について報告を受けております。

これまで検討部会では先行して通年制を導入してきた市議会の運用などから、そのメリット・デメリットを中心に議論を進めてきました。現時点で、検討部会の部会員の中でも今の亀山市議会に通年議会が必要かどうか、必要であるのかどうか、そういうことについてはそれぞれの意見が分かれるところであります。

そこで、この推進会議の場で通年議会のメリット・デメリットを説明させていただき、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、事務局より資料について説明をいたさせます。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、通年議会のメリット・デメリットを説明させていただくに当たり、まずお手元に配付の資料1、議会基本条例による検討課題カルテですが、こちらのほう、検討課題4として、監視及び評価をどのように行っていくのか、これが通年議会ですけれども、先ほど会長がおっしゃられたように議会基本条例第4条議会運営の原則を根拠としまして、下段中央の議論の内容のとおり、現在の年4回の定例会から年間を通じて開催する通年議会について、そのメリット・デメリットを調査検討し導入の可否について検討するとして、これまで左端の欄のとおり現状分析をしてきております。

次に、資料2の通年議会のメリット・デメリットについてでございますが、これは事務局のほうで他市議会での検討資料や文献などに基きまして、通年議会とした場合の一般的なメリットとデメリットを拾い上げております。13個のキーワードで区分しております。

まず①、会議の開催（招集）についてでございますが、会期中は市長の招集によらずとも議会の判断で会議を開くことができる。なお、招集回数につきましては、定例会方式は1年に1回、通年会期方式は改選時に1度招集すれば2年目以降はみなし招集となり、条例で定める定例日には自動的に会期が始まりますので4年に1回となります。

ここで、参考のために申し上げておきますと、定例会方式とは、自治法102条第2項で、定例会は毎年条例で定める回数、これを招集しなければならないとありまして、現在は、亀山市議会の条例では亀山市議会の定例会の招集回数は毎年4回とするとしているのを毎年1回とすることで、開会后、最初の本会議の冒頭で会期を1年間と決めて運用する通年の方式でございまして、四日市市議会や鈴鹿市議会がこの方式で通年議会をしております。

一方、通年会期方式とは、先ほどの定例会方式によって通年議会化する議会がふえてきたことから、平成24年に自治法が改正されまして、新たに102条の2として法律上、通年会期制ができる規定が追加されたものでございまして、毎年条例で定める日から翌年のその日の前日までの1年を会期とし、定例会、臨時会の区分を設けずに会期中で定期的に会議を開くよう定めるとするもので、県内では鳥羽市議会がこの方式を採用されております。

次に②の会期についてでございますが、メリットとしては、議案について十分な審議時間が確保できる、議会の監視機能や政策立案機能等の強化、議会運営の充実・活性化が図られる、大規模災害などの緊急時に議会の判断で会議を開くことができる、行政課題や災害などの突発的な案件に対応できる、公聴会の開催に際しては、一定期間の告示後、公述人の公募等最低3週間程度必要であり、会期が長くなることで公聴会制度が活用しやすくなる、会期が長くなることで、市民の意向が議会審議に反映しやすくなるといったことが上げられます。ただし、実態としまして、通年議会を導入しているほとんどの議会では、実質的な審議を3・6・9・12月にしているという状況でございます。なお、通年制の議会では、こうした現行の定例会のような単位を定例月議会などと呼んでおります。

一方でデメリットは、本会議の回数がふえる可能性があるということです。

次に③の専決処分についてでございます。

メリットは、議会招集の時間的な余裕がないという理由による専決処分、法179条に基づくものですが、がなくなるということでございます。

一方デメリットは、専決処分の減少に伴い議案が増加するということです。また、専決処分がなくなることで災害時に議会対応を優先し、現場対応が後回しになる場合が、これはごく一部の議会であったようです。

次に④の一般質問についてでございますが、これについてはメリット・デメリットの枠を外しております。

現在、一般質問は定例会のときに実施しており、臨時会では一般質問は実施しておりません。これについては、臨時会は必要があるときにおいて特定の事件を審議するために招集されるもので、招集の際に示す付議事件に一般質問は関係がないため一般質問はできません。通年議会の市議会における一般質問の状況を調べてみたところ、基本的には通年制であっても従前からの年4回の定例会型であ

り、こうした大半の議会では運用規程等の中で一般質問は各定例月議会において行うとしております。大阪の大東市などは、一般質問は特別議会では行わない、この特別議会は従前の臨時会的な会議ですが、と他市と逆の規定をしておりますが、これもまた従前の定例会型を踏襲するために臨時会的な特別議会では一般質問は行わないことを確認するものでございます。これらのことから、一般的な通年議会のメリットとして、一般質問に大きな変化があるのかどうかについては、メリット・デメリットの特定ができなかったところです。

次に⑤の常任委員会についてでございますが、メリットとして閉会中の継続調査の議決が不要となり、委員会活動の自由度が増すということがあります。現在、亀山市議会では、12月定例会で特定のテーマを閉会中の継続調査とし、以降それに限定して閉会中も所管事務調査の委員会を開催しておりますが、通年の会期とすることでこの手続がなくなります。

一方でデメリットとしては、委員会の数がふえる可能性があるということです。

次に⑥の議員の活動についてですが、メリットとして審査案件が増加し監視機能の幅が拡大する、議員相互の討議の機会や、議員提出議案等を提案できる機会がふえることで、議会活性化や政策立案等の機能強化が図れる、意見書や決議等の議案が適時に提出できることが上げられます。これに対しデメリットとして、会議による拘束時間がふえる可能性があります。

次に⑦の執行機関についてですが、適時議案を提出できるというメリットがあります。補正予算や法改正に伴う条例改正等、また随時の契約に係る議案などについて、執行部側としては緊急的に必要があれば議会側と調整の上、次の定例会を待たずに本会議が開かれて、議案として提案し審議されるということになります。

これに対しましてデメリットとしては、議会对応に当たる職員の拘束時間が増加することで、行政事務や住民サービスの低下を招くおそれがあるということがあります。

次に⑧の費用弁償についてですが、デメリットとしまして、会議数の増加により費用弁償が増大する可能性があるということです。

次に⑨の請願・陳情についてですが、メリットとしまして、請願・陳情の審査が随時可能となると考えられます。

次に⑩の一事不再議についてでございますが、デメリットとして上げておりますが、会期を通年とすることで一事不再議の適用範囲が広がるということがあります。一事不再議は、同一会期中に1度議決された事件については再び審議をしないという原則ですが、会期を1年など長期にすることでその期間の幅が広がってしまうということから、第一義的には現行と比較してデメリットとなり得るかと思われまます。

ただし、通年議会制の議会では会議規則の改正をすることで対応をしており、例えば通年化する前は一事不再議は同一会期中はだめだよという形で規定していたところを、同一議国会期中、つまり現在の定例会に相当する定例月議会という単位の期間中は一事不再議になるのでだめだよということで、次の定例月議会では大丈夫だよというふうな形で会議規則を改正しております。

次に⑪の議員報酬にてございますが、これについてはメリット・デメリットの特定をしております。通年議会にして、仮に会議日数が増加し、議会としての拘束時間がふえた場合、現在の議員報酬ではどうなのか、何らかの見直しが必要となるのかということを含め、このように表示しております。

次に⑫議会事務局の事務等でございますが、デメリットとはしてありますが、当然ながら会議数が

増加した場合は議員と執行部との日程調整や資料作成、会議後の会議録の調製等の事務は一定量発生するであろうということです。

最後に⑬のその他ですが、メリットとして通年化により会議数がふえ、議会活動がさらに活性化すれば、現在行っている議会中継やネット配信、定例会ごとの議会報告番組「こんにちは！市議会です」や市議会だよりについて回数や内容が拡充され、ひいては市民への情報発信や、審議過程の透明化に資することになると思われま。

一方で当然のことながら、その分の経費の増加は見込まれるであろうということをごデメリットで上げさせていただきます。

通年議会のメリット・デメリットの説明は以上でございます。

**○会長（小坂直親君）** 以上で説明は終わりました。なお、本日の会議では、何らかの決定や結論を出すというわけではなく、通年議会に対する皆さんのご意見を聞かせていただく場とさせていただきたいと思ひます。

ただいまの説明について、ご意見または確認等がございましたら順次発言をお願いいたします。

専決でも、今までですと3月議会なんですけど、きょうの代表者会議にあった職員の交通事故とか、自治法の180条の規定に基づくもの、そんなんは入りません。だから税制改正とかこの間の繰り越しされたとか、ああいうのは随時専決をさせなくて会議を開くということで、専決の中でも仕分けはされます。今まで3月にしておった専決、条例とか予算とか税制とかそういうものについては、その都度本会議を開いてということで、きょうの代表者会議で説明させていただいた職員の交通事故とか、そういう50万以下の範囲についてはよい。ただ、工事請負契約1億5,000万以上についてはその都度議会に出してくるんで、そのときに議会を開いて審議することができるというようなことが含まれておるといふことですので、それを含めて今の説明に対するご意見等があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

櫻井議員。

**○議員（櫻井清蔵君）** 通年議会をやったときに、十分な審議時間が確保できると。今現在、定例会方式やったら、持ち時間、答弁含めて30分と。それがどんなくらいの幅で考えてみえるのか。現行のような時間のままで行くのか、議案のみですわな。当然朝10時に招集されて4時をめぐりにやっただが、審議が不十分やっただ。審議の時間ですな、それをどういふふうで考えているのか、まず1点目考えを話してください。現行どおりにいくのかいかなのか。

**○議員（服部孝規君）** 定例会の、櫻井議員言われたのは持ち時間とかそういう問題やと思ひんですけれども、ここで言う十分な審議時間が確保できるというの、例えば3月議会の最終日にプレミアムつき商品券という議案が出されて、その日のうちに審議をして採決をするという。あれは要するに、3月の定例会の枠の中でそれを処理しようとするとういふことが起こると。ところが、そうでなくして通年議会にすれば、日を別途設定をしてやることも可能だといふ意味で、そういう場合に十分審議の時間が確保できるという、そういう幅が持てるという意味で理解をしていただひて、ここで議論しているのは、定例会の今の現状の質問の時間をどうこうするといふことについては考えていないといふことですので。それは別の問題として考える問題であろうといふことので、ここで言うのはそういう意味で、会期の幅がとれるんで窮屈なといふのか、そういう議会運営にならないといふ意味での十分な審議ができるという、そういう理解でいただひたいと思ひます。

○会長（小坂直親君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 今言われた最終日の追加議案の提案の質疑は20分やったと思うんですね、持ち時間が。そこら辺の、もし通年化を改革部会で検討していただくんやったら、その質問の持ち時間の、そこも含めてご検討いただきたいと思います。

もう一点よろしいでしょうか。

基本的に、緊急を要する場合には市長が臨時会を招集すればええわけですけども、緊急な場合にすべきやというときでも、今の市長は余り臨時会を開くのが嫌いなほうやで開いていないんですけども、そのことは検討されたんかどうか。あわせて、通年議会にした場合には、メリットとして出てきたいろんな問題について、議案ごとに議会が開かれるんですけども、当然3・6・9・12の定例会には議案数がかなり少なくなってくる可能性があると思うんですわ。そういうような場合、そういうようなことは議論の中に入っておったかどうか、議案数が少なくなるけれども、他市の状況はどんな状況ですのやろう、視察等も行かれたと思いますけど。

○議員（服部孝規君） 今、想定しているのは定例会の年4回、それに例えば臨時会を開くような性質のものというものを、通年議会になった場合は会期中で本会議を開いてやれるという。あれはいつやったか、本会議を急遽開いたというのがありましたよね。だからそういう、本会議を例えば開くということについての問題で言うと、市長がいわゆる招集権を持っておるとというのが現状なんですけれども、一度招集をしてしまえば随時議会の判断で会議を開くことが可能になるということで、臨時会というよりは議会の判断で定例会以外のときに開くことができると。その内容としては、先ほども言いましたように、本来定例会以外のところで臨時会として対応すべき議案のようなものを、そういう形で対応すればやっていけるやないかと。だからそういう意味では、定例会の議案がそんなに動くことはないだろうというふうには思いますけれども。

○会長（小坂直親君） それから、臨時会的な要素が強いんやけれども、本来ならば議案がなければ、議案が議提であろうが執行部であろうが、議案がなければ開けないというのは、今、ほかのところもそうなんですけど、基本的には一般質問は今は制限加えておるんやけど、ほかのところはやっていないですけど、やろうと思えばできるんです、それは。今のところ一般質問は4回に制限を加えておるということで、そこまではまだ今の審議はしてないです。質問時間の時間とか、質問内容、一般質問を入れるか入れんかということまでは、今はまだほかの市町村は入れていませんけど、入れられんことはないんですけど、その対応に執行部とうちと調整せんならんことがあるんで、現時点ではまだ一般質問までは入れていないんで、議案に対する通年議会と。

例えば3月議会で26日までの会期決定しても、専決処分があれば再度また31日でも議会は開けるわけです、議会の都合で、議案があれば。そういうことで、何か専決させるんやなしに3月31日でも、だから極端に言うと、3月31日の夜会議して可決したところもあるんです、専決させやんために、3月31日の夜に議会開いて議決したと。ほんで、4月1日から施行という場合もあり得るということです。そのための通年議会なんですけど、それがいいか悪いかということについての皆さん方のご意見を聞きたいということで、まだそこまで詳しく質問内容とか通年議会の案件、何については議会を開くことができるということまでは決めておりませんが、他の市町村との整合を図った中でやっていきたいし、それは皆さん方からしてみや通年議会で一般質問、その都度その都度やりたい、時間も多くとりたいというのもよくわかるんですけど、そこまでいくと本来の4回の一般質問の時間

に制約があるので、そこら含めて検討することはしていますが、通年議会のよし悪しについてのご意見を聞きたいということです。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 私だけの思いかわかりませんが、通年議会議案をやることによって、私は議案数はかなり四、五本は少なくなってくるんじゃないかと思えますけれども、通年議会議案をする中で一般質問の取り扱いですね、3・4・6・12と。そういうのは、やっぱり議案数が少なくなれば基本的な定例会の持ち時間等も、もう少し、答弁含めて今45分ですか、そこら辺の検討もしていただきたい。通常45分で答弁者がのりくらりやったら、ほんまに痛い部分がある。だからそこら辺も含めて、もし議案数が減るような傾向であったら、一般質問の時間数の増加、たとえ5分でもふやしてもらいたいということをお願いしておきたいと思う。そこら辺も検討してもらえたら。

通年議会議案にするって、当然市長が申し出たり議長さんの判断でやるんですけども、市民への周知ですよ、通年議会議案の。そこら辺は通常どおり今のままでよろしいのかな。通年議会議案に対する周知。

○議会事務局員（村主健太郎君） 今の市民への周知というのは、通年議会議案とした場合のということだと思いますけれども、当然ホームページで会議日程を表示して周知をさせていただくことになると思います。今のご質問の趣旨が通年議会議案制をとりますというアナウンスということであれば、またいろんな媒体を通じて周知を図るということになると思います。以上です。

○議員（櫻井清蔵君） 行うということやな。

○会長（小坂直親君） その都度できるかできんかって、要するに通年議会議案の議案運営になりましたということ、まず市民に周知すると。だからその事件が台風がくるとか何とかいって、開かれるかわからんというんやけど、そういう場合開きますよということ、市民に周知するだけであって、今やと1週間前に開くということではできない場合もある、緊急の場合は。そのところはできるだけの媒体を使ってできる限り周知はするけれど、一般的に定例会と違って通年議会議案はこうなりますよという、理解を求める説明は市民にさせていただきます。

福沢議員。

○議員（福沢美由紀君） 通年議会議案の視察に行かせていただいた印象なんですけれども、私もさも通年議会議案をすると議案改革が一步進むように思っていたんですけども、前に行政で説明会を受けたときにはかなりデメリットを前に出すような感じの学習会だったなという印象があったので、本当のところはどうなんかなと思って見に行つたつもりだったんですけども、このプリントを見てもまるでメリットのほうがすごくたくさんあるように見えるような感じがするんですけども、実際お聞きすると、通年議会議案になってこんなことがよかったとおっしゃることの一つ一つは、私たちが今のままの議案でも十分やれていることであって、調査・研究や審議についての、この亀山市議案で欠けている、例えば議案に登庁している日数とかを見ても全然遜色がないし、じゃあ通年議会議案になって専決が減ったんかという、えろ減っておらんということやったら、私自身の理解としては、民主的でない市長がもし当選した場合には議案を開いてもらえやんというようなことが起こるんやったら、それは困るもので、そういう意味では通年議会議案のメリットはあると思うんですけども、そうでない場合は、私は今のままで十分、中で工夫できることがあるかな。質問の時間が少ないとか、私は予算決算委員会なんか少ないなと個人的には思っていますけれども、かといって会期中の中でじゃあそれ



日入れるかという今の会期では難しいですけど、例えば本当にそこを広げようと思ったら議会の会期を広げるという工夫も、やろうと思ったらできるわけやなと思っていますので、余り積極的に通年議会を進めるという気になっていません。本当に通年議会をして、もともとちゃんと議会をやっている、それで通年議会になってさらによくなったという事例を見たことがないし聞いたことがないので、そういうところが本当にふえているのであれば伺いたいなと思っています。

**○議員（服部孝規君）** 検討部会でも同じような議論がありまして、要は通年議会をなぜするかというところの出発点というのは、現在の議会運営の中でこういうシステムだから議会審議が不十分になってしまって困るというのを改善するために通年議会を入れれば改善できるという、そういうものがはっきりしておれば通年議会のメリットがあるということになるんですけども、先ほど言われたように、例えば今の定例会方式、今の通年議会でない方式でも十分工夫をすればそういう課題が解消できるやないかという意見もあるんです。だから、通年議会にしないと解消できないのか、それとも現在のやり方でもそれを改善することでそういう課題が解消できるのではないかという、その辺の議論も今しております。だから、必ずしも通年議会になったらがらっと変わってしまうようなイメージがあるかもわかりませんが、そういうことではなくして、3・6・9・12という4つの定例会を基本にしながら、今までやったら専決処分をされていたとか、税条例なんかもそうなんですけれども、そういう問題を議会の審議なく通ってしまうというのか、そういうところを少しでもなくすために、例えば通年議会になればその問題だけで、例えば議長言われたけれども、3月31日に議会の本会議を開いて議論する、そういう手法もあるというような、そんなことでやっていくということができるといような意味でやっているだけで、課題を解消するためにどうなのかということ考えていけばいいのかなあという議論が、今、検討部会の中でやられています。それが、通年議会にしなければ解消しないのか、現在の制度をいろいろ改善することによって改善可能なのかということでの議論をさせていただいています。

そのことで、きょうは皆さん方にそういういろんな意見があると思うんで、お聞きをさせていただきたいということでさせていただきました。

**○会長（小坂直親君）** 今言われたのはよくわかるんですけど、改善するところがあつたら改善して、発言時間がどうこうするかというのはまた別の角度であつて、確かに通年議会をやつてやっぱりやめようかということもあつたのは事実なんです。だからその辺について、皆さん方に意見だけを聞かせていただいて、別にこれは決定するわけでもないんで、検討部会で議論する材料として皆さんのご意見を聞かせていただきたいということでありますので、何かあればお聞かせ願いたいということでございます。

伊藤議員。

**○議員（伊藤彦太郎君）** 私も議会運営委員会で視察とか行かしてもらつて、通年議会を見してもらつて、福沢議員と大体同じような感覚は持ったんですけども、意見として言わしてもらつたら、一遍やってみるんやつたらやってみたらいいんじゃないのかというふうな思いはあるんですわ。ただ、実際メリットとしては、専決処分が少なくなるというその1点が一番大きいみたいな感じでしたもので、やはりその点なんだろうなとは思つてんですけども、ただ一方で、そもそもこの通年議会というかこの会期制をとっているのは、結局従前の慣例に倣っているような部分が結構多いと思つて、例えば議長の任期なんて1年から2年みたいな感じがしましたけれども、本来4年なんですよね。

やっぱり亀山ではその1年をやっと2年にしたというような、こういうふうな従来の慣例に、結構ほかのところでも従っているような、そういうところがあるんで、そういう状況で会期だけ通年にするのがそこまでのメリットなのかなというふうには思うんですけどね。

ただ、やってみるんやったらやってみてもいいんじゃないのかな。その意味で、先ほど会長おっしゃったように、あかんだったらもう一回戻しても僕はええと思いますし、そういうふうな意見ではありません。

もう一つ、ちょっと先ほどの話を聞いていて思ったというか、私も視察とかでその辺を見落としていたんですけども、従来継続審査をするような案件とかに関してはどういうふうな審議を、従来会期と呼んでいたというふうなときに審議が終了しなかったような案件について、どういうふうなシーンを想定されているのかなというのだけちょっと気になったもので、その辺は調べておいていただければなと思いましたもので、それは意見の一つとして言わさせていただきます。以上です。

○議員（服部孝規君） 基本的には、例えば3月でやる議案が継続審査になったという場合は、多分6月の議会でもう一度議論するということになるんですけども、3月で継続になって4月でも5月でもう結論出せるというような状況になってきたら、そのときは4月でも5月でも通年議会であれば本会議を開いてやることができるということやと思います。だから、継続の場合は基本的には3月で継続されたものは6月になるだろうし、それでもやっぱり早く結論を出すような問題とか出せるような問題については、現状であれば臨時会を開いて出すとか、通年議会であれば本会議をぱっと開いてやるとか、そういう対応になるのかなというふうに思います。

○会長（小坂直親君） 前田議員。

○議員（前田耕一君） 私は、今年4回の通常議会でやっていけば十分じゃないかなと思うておるんですよ。

確かに通年議会は三重県がスタートして、議会改革の中で全国的にブームまでいかなかった、どこもどこも通年議会通年議会という話でいて、三重県でも1市2市、そういうのを取り入れているところもあるんですけども、実際私ら見ていて、従来の定例会方式とどこがどう変わっておるのといった場合、そんな大きな変わりというのはないと思うんですよ。確かにメリットもあればデメリットもありますけれども、今のうちのやっている定例会方式でどれだけ大きな問題があるかといった場合、そんな大きな問題はないんじゃないかなあと。今、1点2点は問題点が出ていますけれども、それが改善されるから楽になるということですけども、従来どおりでいいんじゃないかなあという感じは私は持っています。

もしその中で運用できないものがあれば、当然それを見直していかなあかんですけども、うちの場合は結構細かい点で議会改革の中で見直しもしていますから、それに対応できるもんがほとんどであって、わざわざ通年議会にする必要もないんじゃないかなあというような感じを私は持っています。

ブームに乗ってしまえという部分があるんじゃないかと思うんですわ。メリット・デメリット、はっきり言うたらありますけれども、ということは全国的に見てもなかなか通年議会というのが前へ進まないというのは、従来の各市でやっている独特の方式の中で、定例会方式で運用してうまくいっていると思うんで、その中で十分な対応をしていけるんじゃないかなあという感じがしますけどね。わざわざ通年議会にする必要はないんじゃないかなあ、それは感じていますがね。

○会長（小坂直親君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 今、前田議員のご意見が出たんですけれども、議員提出議案、これはできませんわな、通年議会やったら。例えば、先般のタクシー助成金の決議、これは市民サービスに直結する決議やったと思うんです。議会全会一致で決議ちゃんとして、タクシー券を復活されたと。そうしたら、通年制がどうやの、執行部が対応できるかどうかわからんけれども、最たるもんは前回のタクシー券の存続の決議やったと思うんですけれども、それは可能ですわね。この通年議会やったら議員提出議案としてやれば、いかがですか。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 当然、議会からの決議であるとか意見書、こういったものが通年議会でしたらいつでも本会議を開会できますので、そこで決議、意見書を出せるということになります。

○議員（櫻井清蔵君） そうですね。最大のメリットは、住民サービスに直結する議案を市民から負託を受けた議員がそれをなかなか踏み切らん執行部のほうに、二元代表制とよう市長は言いますが、それはメリットは多くあると思うんです。専決処分が少なくなるというのはあれやけれども、まず市民サービスの要望を議会全会一致でやっていくというのは通年会議の一つのメリットやと私も思う。

もう一点、それから会議日数の報酬の件ですけれども、これはメリット・デメリット何も書いてない一覧表にしてあるんですけれども、私の場合、議員に選出してもうてそれは職務やと思うてますけれども、現行報酬の見直し、当然これも含めてやっていただきたいと思うんですけどね。やはり今回の4月までの統一地方選挙を見ておれば、私ももう70になるんですけれども、高齢者の方が、若い方が出てこれんという議会やというもんで、通年議会を採用されるというんやったらそれも含めて議論していくべきやと思いますけれども、会長、いかがですか。これは会長に聞きたい。

○会長（小坂直親君） その辺はまた、議論を今後させていただきます。難しいと思うけどな。本来は、報酬は今までは報酬審議会というところで執行部とあわせて審議していただいたんですけど、今の議会基本条例の中では議会みずから提案すると。それは今いいのか悪いのかということは、またこれは皆さんと他市とのがあるんで、今までは執行部に委ねておったと。比較検討して、報酬審議会等でいろいろ議論されてきて全然動かなかったということなんですけど、そこらも一つの要素として議会改革推進の中では議員みずからが変えることはできるけど、それが市民に理解してもらえんかということ踏まえた上でまた検討はさせていただきます。これを含めて、あわせて検討させていただきます。

ほかに。

それでは、ただいまそれぞれ聞かせていただきましたご意見等を踏まえまして、また再度検討部会で審議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

次に、議会改革推進会議規程の一部改正についてでございます。

現在、議会改革推進会議検討部会は、各会派から選出された議員1名を部会員として組織することとしております。検討部会では、推進会議の補助機関として議会改革に係るさまざまな事項を検討しておりますが、現在議員18名のうち5人が会派に属さない議員であることから、議会全体の意見を反映できているのかという問題があります。また、あくまでも検討部会は議論する場であって決定する組織ではないことから、全員協議会の政策検討部会と同様に、今後必要があると認めるときは会派に属さない議員も部会員とすることができるようにしてはどうかという意見が検討部会で見られました。

つきましては、事務局より規程の改正について説明をさせていただきます。

○**議会事務局員（村主健太郎君）** 資料3の新旧対照表をごらんください。

改正の趣旨は、先ほど会長がおっしゃっていただいたとおりでございます。現行の第8条を改正後をごらんいただきたいと思います。第1項、検討部会は、各会派から1人ずつ選出された議員（会長及び副会長を除く。）を部会員として組織するとして、この「1人ずつ」と「会長及び副会長を除く。」を規定します。大きくは2項の前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、会派に所属しない議員も部会員とすることができる。これが今回検討部会に会派に所属されない議員も部会員とするための規定でございます。1項のほうは、もう従来の2項のほうで、会長と副会長は部会員に含まないということ、それから現在もそうですけれども各会派からは1人ずつ選出をいただいておりますのを確認的にもう一度規定するものです。第10条につきましては、もうこれは規定の整備でございます。

2枚目のほうの参考として全員協議会規程を掲げておりますが、こちらが先ほどの全員協議会の下部組織の政策検討部会、こちらのほうも会派に所属しない議員も議長の判断で部会員とすることができる規定がございますので、今回の類似する規程として参考で上げさせていただいております。以上でございます。

○**会長（小坂直親君）** これは私ども検討部会で議論されまして、いろいろ議論はありました。今5名だけなんですけど、無会派の意見も一緒やないかという意見もあって、駅前開発の特別委員会についても無会派の方を今入れるようになったんで、できるだけ多くの方の意見をすくうためにそのような扱いを議長の判断でさせていただいてもよろしいかという提案でございます。

櫻井議員。

○**議員（櫻井清蔵君）** それは難しい議論やと思うんですわ。やはり基本的に亀山市と関町が合併したときに会派構成は3名ということが原則やったと。ところが、定数が22から18になった場合に2人の方が結成届を出されたら、会派と認めると。できましたら今無会派の方が5名お見えになりますけれども、それぞれが組んでもうて、会派を結成してもうて、議会改革推進会議に参加していただくというご努力をしていただいたほうが、私はいいんではないかと思っておりますけれども、私の意見として申しますと。

○**会長（小坂直親君）** ほかに。

福沢議員。

○**議員（福沢美由紀君）** 特別委員会でも無会派の方が入っているのであれば、議会のことを検討しなければならないところにはより多くの議員が入ったほうがいいと思うし、決定をしないというのであれば、私はこの案には賛成だなと思って見えています。

○**会長（小坂直親君）** 櫻井議員。

○**議員（櫻井清蔵君）** 特別委員会と議会改革推進会議とは同じにはならん。特別委員会というのは、その委員会の職務を終えた場合には、その特別委員会は解散というような規定があります。議会改革推進会議というのはとどめもなく議会を改革する組織ですから、特別委員会には準じやん。それはやっぱり区別すべきやと思う、私は。特別委員会では、その事業が終了した折には解散をすると、特別委員会を閉じるというような規定は設けてあります。もう一遍言いますよ、議会改革推進会議は会派の代表をもって構成する、ほんで議会の改革について協議をするという一つの大義があります。それ

とは一緒にはならないと思います、福沢君。

○会長（小坂直親君） 若干違うと思います。あくまでも議会改革推進会議は全員なんです。そして、推進会議全員で決めていくことが非常に難しいので、集中審議をしていただくために検討部会というのがつくってあるので、決定機関はここにあるわけなんです。推進会議、今日のが本来の決定機関であって、検討部会で検討することはあくまでも検討であって、議論を重ねていただくだけであって、ものの決定は全てこの推進会議であるので、ただその検討部会として議論するのにどうかという意見があったということです。

部会の中でそういう意見があったということで、それならばそのように議長の判断で、するかせんかは別ですよ、議長の判断で枠を広げておくことができると。だから、無会派の人がするかせんかというのは議長の判断で、枠は広げておるけどするせんは本人の希望もあるやろうで、そういう意見もあるということであれば、規則はあっても任命するかせんかは議長の判断にさせていただくという枠を広げておくということです。

○議員（服部孝規君） 検討部会を預かっている人間として、こういう議会改革というのは全議員の合意を得たいというのが大前提にあるんです。検討部会でたたき台を出しますけれども、最終的には今議長言われたように、この推進会議で決定をします。その過程で、例えば通年議会もそうですけれども、検討部会で議論するんですけれども、本当はもっと幅広く議論をしたいんです。そこで十分な議論をしたものを推進会議に上げて、最終的には全会一致で物にしたいという思いがあります。

そういう中で、今検討部会やっていますけれども、やっぱり議論するにはいろんな人が入ってもらったほうが我々としては議論が充実するのではないかと、それが全会一致にも近づくと、推進会議での全会一致という問題にもより近くなるという思いがありまして、検討する場であるのであれば幅広く入ってもらって議論をしたほうがいいのではないかとこの思いがあって、今回こういう提案を議長にお願いしたということでもあります。

○会長（小坂直親君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） だからこの全体会議があるんだから、この全体会議で無会派の方はご発言をしていただければ私はええと思います。やはり、検討部会は各会派からそれぞれ選任して出さしてもらってますんやから、その方から、私どもの会派ではちゃんと報告を受けていますから。全会一致というときにはこの会議は開かれますので、そのときにご意見を言われたらええと思う。私はそれでええと思っています。

○会長（小坂直親君） ほかに。

岡本議員。

○議員（岡本公秀君） 私も検討部会の委員ですんやけれども、無会派の方というのは、無会派という会派はないわけで、考えようによっては1人会派ともとれるわけですね。そうすると、そういった方の中から、要は検討部会に入ることを認めることができるという案件なんですけど、そうすると例えば1人が1人の会派やというようにみなすと、全員無会派の人を入れやなつじつまが合わんし、4人5人おられる無会派の方の中から誰に入ってもらおうかとなってくると、また人によって意見も変わってくるやろうで、ここら辺は具体的に、はい、私は行きたいと手を挙げる人をするのか、こちらからあんたどうと言うのか、そこら辺が僕もどういふふうに扱ったらええのかちょっとわかりかねるんですが、そこら辺はいかがなものでしょうか。

○会長（小坂直親君） 前田議員。

○議員（前田耕一君） 反論じゃないんですけれども、議長が指名するとなっているわけやから、だから1人になろうが2人になろうが、無会派のほうから入れたいという声があれば、それも会長が決めていくわけやから、そういう案になっているわけやから、あの人はどうのこの人はどうのという範疇でないわけやな、もう。会長の判断で決めていったらええわけやから、この状態で進めていったらいいんと違いますか。

○会長（小坂直親君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） それはちょっとおかしい。ほんなら、無会派の方から5名見えて、その中から1人の方を会長が選ばれたと。その会長が選ばれた方が残りの4名の方をまとめるということやったら、その方5名で組んだらよろしいやんかな、1人の会派でなく。そやから、仮にも4人や5人中で行きたい者を推進会議の検討部会に入りたいという人やったら、その人がほかの4人の方の意見をまとめた中で意見を述べなあきまへんやろう。そんなんやったら、今のままでよろしいやんか。そうすると、私ら出しておる代表はどうなるんですか、会派から出しておる委員は。

○議員（服部孝規君） 会派はやっぱり会派の意見をまとめてもらう必要はあります。だから無会派の人はあくまでも個人の立場だけなんで、5人無会派の人がおってもそれは会派ではないわけで、一人一人別々なんで、だからそれぞれ違った意見を言っていたいで結構なんです。そういうふうを考えてもらわんと、例えば5人の中から1人検討部会に出てもらったら、あとの4人の意見を集約せんなんのかという話になりますけど、それは必要ないということですよ。そういう立場にないということですよ、無会派は。

○会長（小坂直親君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） だから検討部会で協議したことをこの全体会議で会議をして、こんなんを出しますけれどもどうですかと言うたら、それで会派に属さない方が発言をしていけばよろしいやんかな、この場で。私も聞きたいし、そうでしょう、違いますか。例えばこのことについて全体の意見を聞きたいと、無会派の方の意見を聞きたいと言うたらこの会合を開いてもうたらよろしいやんかな、そこで聞いてもうたら。違いますか。それが全体会議やと私思っておるけどな。

○会長（小坂直親君） 駅前の特別委員会も無会派の中から選んでもらったんです。意欲のある人に、理解をしてもらうように。

それから今もう一つあるのは、全員協議会の中で政策検討部会があります。政策検討部会も各会派から1名という選出ですが、議長の判断で無会派からも出すというふうに、検討部会って政策検討部会と一緒になんですよ。全員協議会の中に政策検討部会がある、それと同じなんですよ。議会改革推進会議の中に検討部会を持つのと、全員協議会の中に政策検討部会がありますよ。これは今もう既に決めてあるんですよ。だからその範囲内で私は申し上げておるんです。

全員協議会の中に政策部会というのがあるんです。それは今も同じように会派から出ておって、その中には無会派からも議長の判断で選ぶという。それに準じておるといふだけのことであって、特別に今回はそのためにしたわけでも何でもなしということだけは申し上げておきます。

ほかに。

（発言する者なし）

○会長（小坂直親君） ほかにご意見ありませんか。

これは採決をとるような問題ではないので、推進会議規程の一部改正についてご異議がある方も見えるので、再度検討部会で審議して、もう一度皆さん方にご議論をお願いすることにします。

以上でこの案件については終わりたいと思いますが、ほかに何かありますか。

(「なし」の声あり)

○会長(小坂直親君) なければ、これをもちまして議会改革推進会議を終了させていただきます。

午前11時53分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 元 年 5 月 20 日

会長 小 坂 直 親